

第3回 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会 役員会

日時：令和8年3月19日（木）14時

場所：202 会議室

次 第



1 開会

2 挨拶

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会会長 金子 久夫

保土ヶ谷区長 神部 浩

3 議題

- (1) 令和7年度事業報告について (資料1) P. 1
- (2) 令和7年度収支決算について (資料2) P. 5
- (3) 令和8年度事業計画について (資料3) P. 6
- (4) 令和8年度収支予算について (資料4) P. 40
- (5) 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会規約改正について (資料5) P. 41
- (6) 保土ヶ谷区制100周年事業活動団体補助金交付要綱改正について (資料6) P. 45
- (7) 実行委員会委員の新規就任について (資料7) P. 55

4 その他

区役所で実施している100周年関連事業について (資料8) P. 56

【実行委員会日程】

令和8年4月21日（火）13時30分～ @横浜水道会館

【事務局】

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局

(保土ヶ谷区役所地域振興課)

TEL：045-334-6308 FAX：045-332-7409

Mail：ho-chiiki@city.yokohama.lg.jp



HODOGAYA



令和7年度実行委員会事業報告（案）

「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を未来へ

保土ヶ谷区マスコット
ほどびー

1 実行委員会等

(1) 実行委員会の開催

4/22（火）6年度事業報告、7年度事業計画、予算

11/26（水）名称使用、主な記念事業、委員の新規就任

(2) 役員会の開催

7/14（月）保土ヶ谷の逸品の方向性決定

9/5（金）ロゴマークの選定、保土ヶ谷の逸品の認定 ※書面開催

10/1（水）名称使用、主な記念事業、委員の新規就任

3/19（木）パレード、式典、協賛等



令和7年度第2回実行委員会（11月開催）



2 100周年事業活動団体

登録団体数 34団体（R8年2月末時点）

魅力	つながり	子ども
Code for Hodogaya	ほどがやみらいプロジェクト	特定非営利活動法人 居場所 そら
一般社団法人くくむ	保土ヶ谷消防団	ガールスカウト神奈川県第6団
保土ヶ谷区ふれあい民謡舞踊協会	保土ヶ谷区更生保護女性会	NPO法人 ちゃっと
保土ヶ谷区民謡舞踊愛好会	神輿保存会 横濱祭友會	保土ヶ谷少年補導員連絡会
はまみらいプロジェクト	ほどがやパソボラ	地域子育て支援拠点こころ
大人の軽音楽部Glastonbury	cortisパーソナルジム横浜和田町本店	NPO法人 元気な地域人の会
一般社団法人あるっこ	保土ヶ谷地元応援隊(ジェンヌフィット&ビューティー)	子ども食堂 ohana かわしま
ささやま丘の上ミュージアム	一般社団法人ヨコハマ・インクルボッチャ・ラボ	保土ヶ谷保護司会
保土ヶ谷区民会議	みんなのほどがや楽考	非営利団体アヴニールリアン
	はぐくみ塾 ファミリー・ヒストリー友の会	横浜市人権擁護委員会 保土ヶ谷支部
	二つ台みーとみーと	
	保土ヶ谷区障害者地域自立支援協議会	
	被災地障害者センター横浜ほどがや	
	地域のコミュニティカフェニャトワン	
	保土ヶ谷区災害ボランティアネットワーク	

3

3 活動団体補助金



	団体名	活動概要	補助金交付額
1	保土ヶ谷地元応援隊 (ジェンヌフィット&ビューティー)	世代間交流を目的に、宝塚を取り入れたストレッチ・なりきりメイク・ワークショップ講座の実施。(5/25、8/24、8/31、1/26、2/1、2/9実施)	50,000円
2	ささやま丘の上ミュージアム	①小学生の授業体験②講演会③歴史散策④標柱整備準備 など	50,000円
3	みんなのほどがや楽考	地産地消をテーマに、農家と連携して畑訪問や調理ワークショップを実施。 (11月8・15日)	41,863円
4	大人の軽音楽部Glastonbury (グラストンベリー)	アーティスト交流会&発表会の実施。	50,000円
5	NPO法人 ちゃっと	「こどもの居場所」に関わっている人・団体の集まりを開催。	30,000円
6	ほどがやみらいプロジェクト	市民まつり「ほどフェス」の開催。販売・ステージ・ワークショップブースの設置。 ※イベント実施不可のため、交付請求なし	0円
7	保土ヶ谷少年補導員連絡会	地域交流や子育て支援を目的とした、親子で楽しめる「こどもフェスタ」の開催。 (8月11・13日)	23,070円
8	二つ台みーとみーと	横国と連携したマルシェイベントや、キッチン完成後は飲食出店など	46,000円
9	ファミリー・ヒストリー友の会	神社仏閣、各種サークル・団体とコラボしてルーツ探イベントを開催。	3,000円

※ 令和8年3月26日（木）18：30～20：00に、補助事業発表会・交流会を開催予定。どなたでもご参加いただけます。

4



4 ほ도가やの百選（保土ヶ谷の逸品）

(1) 認定件数

63店舗・商品（応募件数157件）

(2) 広報活動

横浜市広報番組「ハマナビ」をはじめ、多数のメディアに露出したほか、認定店舗の皆さまにもご協力いただきました。

また、認定情報をデジタルマップにまとめてPRしました。



5

5 100周年記念誌

(1) 記念誌委員会の開催

7/11（金）・紙面構成案 ・写真、エピソード募集 など

9/24（水）・記念誌コンセプト設定 ・ミライメッセージ方向性 など

12/3（水）・ミライメッセージ内容 ・導入、歳時記ページ内容 など

3/4（水）・各掲載内容について ・R8年度スケジュール など

(2) イベント等でのPR

区内イベントや区民利用施設、民間施設等で今昔写真展示を行い、写真・エピソード募集のPR、100周年の周知を実施



記念誌委員会



区民まつり



地区センター



横浜国立大学



6



6 100周年ロゴマーク

区制100周年を記念するロゴマークを制作し、令和7年10月25日（土）の「ほどがや区民まつり」で発表しました。デザイン案は横浜国立大学の学生が作成し、役員会において最終案を決定しました。

ロゴマークはポスター・広報物・区公式SNS等で活用するとともに、申請により地域の皆様にもご利用いただいています。

（地域からの申請件数：13件〔R 8. 2 末現在〕）



7 100周年に関する広報

(1) 100周年通信の発行

100周年に関する取組をまとめた通信を発行しました。（発行数：4件）

(2) 啓発ポスター・グッズの制作

ロゴマークを活用したポスターを制作し、自治会町内会や学校、施設等で掲示したほか、啓発グッズを各種イベント等で配付しました。

(3) 100周年PRブースの出展

区役所・実行委員会が実施するイベント等において、100周年をPRするブースを出展しました。

(4) 区公式SNSを活用した情報発信

区公式インスタグラムやXを活用し、100周年事業に関する情報を随時発信しました。



100周年通信



ポスター



啓発グッズ



ブース出展



区公式Instagram

令和7年度保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会
収支決算報告書・会計監査報告書

収 入 金 額	1,992,966 円
支 出 金 額	1,992,966 円
差引金額(保土ヶ谷区返還金)	0 円

【収入の部】

(単位:円)

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引額 (A-B)	説明
補助金	1,991,000	1,991,000	0	区役所からの補助金
協賛金等	0	0	0	
その他	0	1,966	1,966	利息
合 計 金 額	1,991,000	1,992,966	1,966	

【支出の部】

(単位:円)

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	差引額 (B-A)	説明
活動団体補助金	550,000	299,169	△ 250,831	補助金9団体交付
ほどがやの百選	400,000	337,620	△ 62,380	認定経費(31,930円)、 啓発物品購入(305,690円)
100周年ロゴマーク	950,000	1,244,329	294,329	デザイン委託費(188,650円)、 啓発物品購入(619,630円)、 のぼり・横断幕・シール(436,049円)
実行委員会事務費	91,000	111,848	20,848	会議室使用料(82,280円)、 会長印購入(29,568円)
合 計 金 額	1,991,000	1,992,966	1,966	

令和7年度保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会の会計について、帳票及び書類等を監査した結果、適正であることを認めます。

令和8年4月 日

会計監査 _____ 印

会計監査 _____ 印

HODOGAYA



令和8年度実行委員会事業計画（案）



1 実行委員会等の開催



(1) 実行委員会の開催

年間2回程度の開催を予定しています。

- ① 4/21（火）7年度事業報告、8年度事業計画、予算
- ② 秋頃

(2) 役員会の開催

年間4回程度の開催を予定しています。

- ① 7月頃
- ② 9月頃
- ③ 12月頃
- ④ 3月頃



2 100周年事業について

NO.	事業	資料	ページ
1	保土ヶ谷区制100周年記念式典	3-1	8
2	保土ヶ谷区制100周年記念パレード	3-2	11
3	保土ヶ谷区制100周年記念祝祭コンサート	3-3	15
4	保土ヶ谷区制100周年記念誌	3-4	19
5	保土ヶ谷区制100周年活動団体補助金	3-5	22
6	名称使用事業(記念事業)	3-6	24
7	ほどがやの百選(保土ヶ谷の逸品)事業	3-7	27
8	スペシャルサポーター	3-8	30
9	協賛金・クラウドファンディング	3-9	32
10	広報関係(100周年ロゴマーク含む)	3-10	37
11	事業スケジュール	3-11	39

HODOGAYA



記念式典について

保土ヶ谷区マスコット
ほどびー

1 式典概要（案）



- ・開催日程：令和9年10月2日（土）
- ・開催時間：第1部13：00～14：30
第2部14：45～16：15
- ・開催場所：保土ヶ谷公会堂
- ・招待者：来賓/協賛者/区功労者/実行委員会委員/
地域の方（①招待②抽選③招待枠+抽選枠有 など）

（参考）	80周年	90周年
日程	10/7（日）	10/14（土）
時間	第1部13：30～14：45 第2部15：00～16：00	10：15～11：45 （式典自体は午前のみ）
場所	保土ヶ谷公会堂	かながわアートホール
備考	・第2部は寄席を開催 三遊亭小遊三・遊史郎師匠	・区民祭りと同日開催 ・式典後に記念イベントあり「打楽器スペシャル」



2 式典委員会の設置

- ・式典の準備を進めるため、保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会規約第10条に基づき、「式典委員会」を設置します。

- ・委員（構成）

次の表の役職の方を委員とします。

役員の皆様に加えて、第2部の記念プログラムにおいて、子どもたちの参加を検討しているため、学校関係者様にも参画していただく構成としています。

3



式典委員会委員名簿	
役職	所属
会長	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会
副会長	保土ヶ谷区民会議
副会長	保土ヶ谷区社会福祉協議会
副会長	保土ヶ谷区民生委員児童協議会
会計	保土ヶ谷区明るい選挙推進協議会
会計監査	保土ヶ谷区商店街連合会
会計監査	保土ヶ谷区老人クラブ連合会
役員	保土ヶ谷区青少年指導員協議会
役員	保土ヶ谷区スポーツ推進委員連絡協議会
役員	保土ヶ谷区保健活動推進員会
役員	保土ヶ谷区小学校長会
役員	保土ヶ谷区中学校長会



3 当日次第（案）

		次第	備考
1	第一部	開会の辞	実行委員会副会長より
2		市歌斉唱	
3		式辞	区長・実行委員会会長より
4		来賓祝辞	議員団代表・ブルガリア大使より
5		登壇者紹介	
6		功労者表彰	推薦者全員を招待予定
7		記念事業感謝状贈呈	
8		区の歌合唱	区の歌合唱団
9		区の歌音頭	保土ヶ谷区民舞踊愛好会
10		タイムカプセル開封	区制100周年タイムカプセル
11		閉会の辞	実行委員会副会長より
第二部		記念プログラム	

5

3 当日次第（案）



- ・冒頭で、オープニング動画やスペシャルサポーターからのメッセージ動画の上映を予定。
- ・出しものの候補（検討段階）
 消防音楽隊
 横浜FCなどのスポーツ関係
 神奈川フィルハーモニー
 （※）ヴァイオリニスト石田 泰尚 氏にご依頼・調整中

6

HODOGAYA



100周年記念パレードについて



1 概要



区制100周年を記念し、市民が主役となって参加できるパレードを実施することで、保土ケ谷区への愛着醸成と世代を超えた一体感の創出を図ります。

なお、事業の詳細については特別委員会において検討を進めます。

- (1) 開催時期
令和9年11月頃（想定）
- (2) コース案
星川中央公園から横浜ビジネスパーク（仮）
- (3) 参加者
公募により、希望者を募集
（想定）区内在住・在勤・在学の方、区内に事業所をおく団体・企業・学校、
その他参加が適当と判断される団体 等



2 「パレード委員会」の設置

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会規約に基づき、「パレード委員会」を設置します。

(特別委員会)

第10条

周年事業に係る式典等について、必要があるときは特別委員会を置くことができる。

- 2 特別委員会の委員及び委員長は、実行委員会の委員の中から会長が指名した者その他実行委員会において定めるところにより選任した者とする。
- 3 特別委員会の運営については、特別委員会において定める。

(抜粋) 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会規約

3



2 「パレード委員会」の設置

(1) 委員長

100周年実行委員会委員長から指名

(2) 委員

100周年実行委員会委員のうち、希望者

100周年実行委員会委員から推薦を受けたもの

▶委員会の役割

行進ルートの選定、関係機関との調整、広報活動 など

4



2 「パレード委員会」の委員募集

- (1) 応募条件（以下のいずれかを満たす人）
保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会委員
保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会委員の推薦を受けた人
- (2) 募集期間
令和8年5月27日（水）
- (3) 応募方法
横浜市電子申請・届出システム
応募用紙（持参・郵送・FAX・メール）

5



2 「パレード委員会」の委員名簿（案）

次の団体等からの推薦を想定。

No.	所属
1	岩間地区連合町内会
2	中央連合町内会
3	保土ヶ谷区商店街連合会
4	保土ヶ谷区青少年指導員協議会
5	保土ヶ谷区スポーツ推進委員連絡協議会
6	横浜市幼稚園協会保土ヶ谷支部
7	保土ヶ谷区民謡舞踊愛好会
8	ほどがや 人・まち・文化振興会
9	野村不動産株式会社
10	株式会社相鉄ビルマネジメント

6



3 全体スケジュール（想定）

R8.6月頃

第1回 パレード委員会開催

- ▶行進ルートの検討
- ▶終着地の催し物の検討

R8.10月頃

- ▶行進ルートの確定
- ▶関係機関と協議

R9.2月頃～

- ▶参加団体の募集開始
- ▶関連団体へ協力依頼

R9.11月頃(想定)

- ▶記念パレードの実施



保土ヶ谷区制100周年記念事業

祝祭コンサート



保土ヶ谷区マスコット
ほどぴー

祝祭コンサート



概要

保土ヶ谷区制100周年を記念し、合唱団を公募で広く募り、ほどがや区の歌合唱団、保土ヶ谷コミュニティオーケストラと、「交響詩保土ヶ谷」とベートーベンの「第九」を歌い区制100周年を祝福します。

目的

- 音楽を通じて世代を越えた交流を生み、区民同士の絆を深める。
- ひとり一人が主役になる参加型イベントにより、地域との絆を深め、思い出を創出する。
- 音楽を通じて保土ヶ谷の魅力や歴史を振り返り、未来へつなぎ、レガシーを継承する。

開催概要



日時

令和9年10月17日(日) 午後

会場

横浜みなとみらいホール 大ホール

主催

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会
保土ヶ谷区役所

協力

ほどがや区の歌合唱団
保土ヶ谷コミュニティオーケストラ



プログラム



第一部

『横浜市歌』『交響詩保土ヶ谷』合唱 (30分)

第二部

『ベートーベン交響曲第9番』合唱 (70分)

交響詩保土ヶ谷とは

保土ヶ谷区では、2007年の区制80周年を記念して区民が作詞・作曲そして歌唱する、区民手作りの事業として、区民300人による合唱を行いました。

この合唱のために作られた全4楽章からなる約30分の大作が「交響詩保土ヶ谷」です。



区制80周年記念 区民大合唱

合唱団



『横浜市歌』『交響詩保土ヶ谷』
『ベートーベン交響曲第9番』の合唱団

募集方法（200～250人）

- ・一般募集
- ・区内合唱団体に出演依頼

※交響詩保土ヶ谷第2楽章「私の宝物」
区内小学生に出演を依頼（40～50人）

合唱団 一般募集



募集人数：200～250人

応募資格：区内在住・在勤・在学の方（経験・年齢を問わず）

募集期間：令和8年10月から12月まで

練習時期：令和9年 4月から 9月まで

練習回数：区内施設で月4回程度（平日または休日）

参加費：1万円程度（練習代含）中学生・高校生は半額程度

予算



全体経費 約600万円

収入

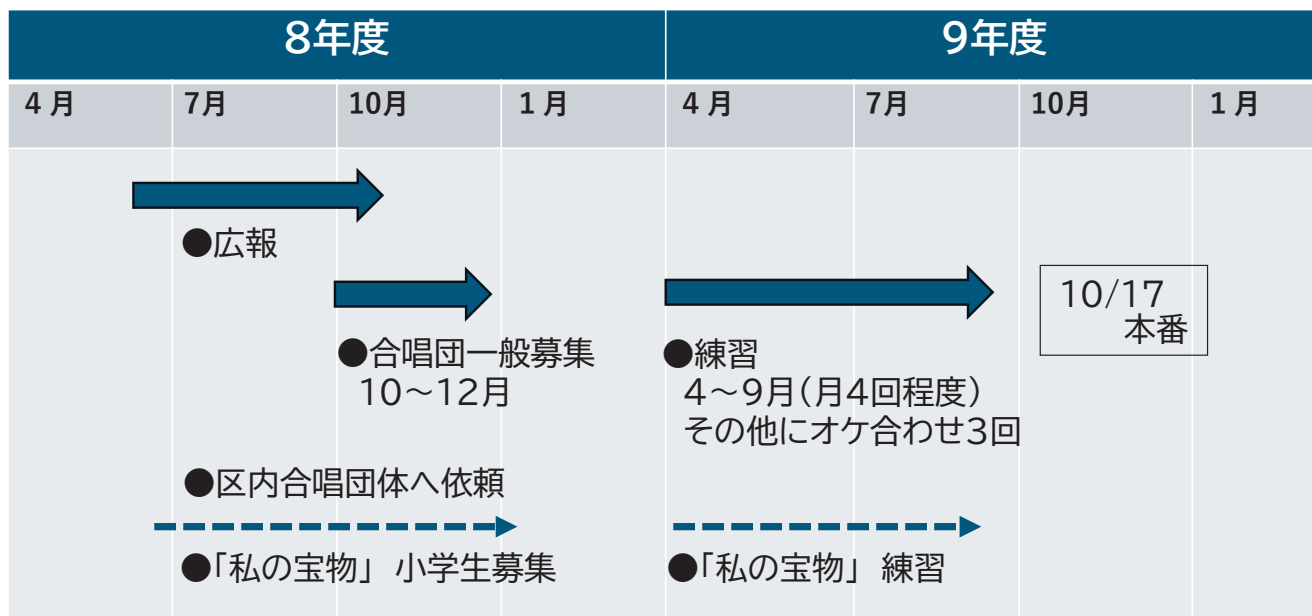
- ・オーケストラ団員参加費
- ・区民公募合唱団参加費
- ・入場料
- ・プログラム広告費
- ・100周年実行委員会経費
- ・その他

支出

- ・みなとみらい会場費
- ・合唱団公募及び広報事務費
- ・リハーサル会場費（公会堂）
- ・練習会場費
- ・指導者謝礼
- ・指揮者、ソリスト謝礼
- ・楽器レンタル、運搬費
- ・事務、運営費

※ 全体経費のうち、参加費や入場料等を除く必要経費を実行委員会で負担します。
（令和8年度は50万円を予定）

スケジュール





保土ヶ谷区制100周年記念誌について

保土ヶ谷区制100周年記念誌委員会事務局
(保土ヶ谷区区政推進課)



1 委員会の開催

年間6回程度の開催を予定しています。

令和8年度第1回 4月下旬～5月上旬

※記念誌編纂の進捗等により、開催回数・開催方法については変更となる場合があります。

■委員会の役割

- ・写真、エピソードの収集
- ・掲載写真、掲載メッセージの選定
- ・誌面内容の検討



2 誌面コンテンツについて

令和7年度に引き続き、誌面に掲載する素材の収集、取材を実施します。

主な掲載コンテンツ※コンテンツ内容については変更となる場合があります。

(1)保土ヶ谷の写真

歳時記。区内の魅力を再認識できるような写真を掲載します。

(2)保土ヶ谷の今と昔

地区ごとの今昔写真・思い出エピソードを掲載します。写真・エピソードは令和7年8月から一般募集中です。

(3)保土ヶ谷 簡易年表

保土ヶ谷のこれまでのあゆみを、写真も交えながら年表形式で紹介します。

3



2 誌面コンテンツについて

(4)保土ヶ谷のここが好き（区民スナップ写真・コメント）

イベントなどの機会を中心に、スナップ写真を撮影。併せて保土ヶ谷の好きなどところのコメントを集めます。

(5)ミライへのメッセージ（区民から募集）

「あなたが思い描く未来の保土ヶ谷」「未来に残したいまちの姿」など、未来の保土ヶ谷へ向けたメッセージを区民から募集し、選考の上、記念誌へ掲載します。

【募集期間】令和8年5月上旬～6月末（予定）

(6)中学生によるミライ座談会

区内中学生による、保土ヶ谷の未来について考える座談会を実施します。

4



3 今後のスケジュール

4～9月	10～2月	3月	令和9年度～
<ul style="list-style-type: none">・各コンテンツ素材の収集・誌面編集案の作成・版下データ作成開始	<ul style="list-style-type: none">・誌面確認、校正	<ul style="list-style-type: none">・版下校了	<ul style="list-style-type: none">・記念誌冊子印刷



HODOGAYA



活動団体補助金について (令和8年度事業計画)



「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を未来へ

1 事業概要



・目的

令和7年度から引き続き、保土ヶ谷区制100周年をきっかけに、地域づくりに関する活動を始める団体への補助を行います。

・コース

スターターパックを継続して行います。

最大交付金を5万円として、補助金交付をします。

2 事業内容

R8年度も継続

R9年度から開始予定



コース名	スターターパック	ブースターパック	サポーターパック
目的	保土ヶ谷区制100周年をきっかけに、地域づくりに関する活動を始める団体を支援します。	保土ヶ谷区制100周年を記念して、イベントを実施する団体を応援します。	令和8年度実施の名称使用事業へ組み込み
対象事業	地域の課題解決や活性化など 公益性の高い事業	区民が広く参加できる 新規イベント	
おもな条件	<ul style="list-style-type: none"> 立ち上げから概ね3年未満の事業であること 令和10年度以降も継続する見込があること 地域課題の解決や地域づくりに資すること 	<ul style="list-style-type: none"> 区制100周年を契機に企画・立案された新事業であること 主たる催し物等が令和9年に実施されること 保土ヶ谷区の特色や特産物又は"100"に関連があること 	
交付年度 <small>※年度ごとに申請が必要です。</small>	令和7年、8年、9年	令和9年	
交付金額	最大5万円	最大10万円	

3

3 今後のスケジュール



・令和8年度募集

4月21日の実行委員会にて、令和8年度の補助金事業承認後に、4月下旬～5月末の期間で募集を開始。

・交付団体の確定

6月に審査委員会を開催。

・令和8年度報告会

令和9年3月末を予定。

	令和8年度				
	4月	5月	6月	7~2月	3月
募集	→				
交付団体の決定			●		
交付期間			→		
報告会の開催					●

4

HODOGAYA



保土ヶ谷区制100周年 記念事業名称使用について



「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を未来へ

1 概要



区役所や区民の皆さまが実施する区制100周年に関連した事業に「保土ヶ谷区制100周年記念事業」という名称を付するものです。

令和8年4月1日～令和 9年3月31日

→「保土ヶ谷区制プレ100周年記念事業」を使用

受付中！

令和9年4月1日～令和10年3月31日

→「保土ヶ谷区制100周年記念事業」を使用



2 対象事業

以下のすべてを満たす事業が対象です。

- (1) 保土ヶ谷区制100周年を盛り上げるための事業
- (2) 保土ヶ谷区民等を対象とする事業
- (3) 公共性が認められる事業

※ 宗教や営利を目的とした事業等は対象外

例)自治会のおまつり、子ども会のイベントなど。

啓発物品を活用し、会場装飾などで100周年を盛り上げてください！

3

3 啓発物品



名称使用したイベントを行う際、希望者に啓発物品を支給します。



貸出 横断幕(B1) ※貸出上限 1,030mm×728mm 1事業1枚



貸出 ※貸出上限 1事業4枚
のぼり 1,800mm ×450mm



配付 シール(A6) 105mm×148mm

※配付上限 参加者数・100枚 どちらか少ない方

4



4 手続き

区制100周年実行委員会事務局(地域振興課)に届出をすることで、名称を使用することができます。

*「100周年ロゴマーク」の使用も同時に届出可能です。

100周年記念事業名称使用について

区民の皆さまが実施する区制100周年に関連した事業に「保土ヶ谷区制100周年記念事業」という名称を付することで、区制100周年をみんなで盛り上げていく機運を高めます！

手続き

名称使用を希望する方は、事業実施日の3週間前までに届出を行ってください。

届出方法

電子申請または窓口へ持参のいずれかの方法で届出ください。

■ 電子申請システムで届出

横浜市電子申請・届出システム(外部サイト)からお手続きください。

■ 窓口で届出

届出用紙に必要事項を記入の上、保土ヶ谷区役所地域振興課にご提出ください。

■ 届出先

保土ヶ谷区川辺町2-9
保土ヶ谷区役所2階23番窓口(地域振興課:保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局)
電話:045-334-6308

WEBでも

窓口でも

HODOGAYA



「ほどがやの百選」について (保土ヶ谷の逸品・名所)



「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を未来へ

1 事業について

■主旨

区内の逸品を100周年事業実行委員会で「ほどがやの百選」として認定し、名所も含め、デジタルマップを用いて区内外に広くPRします。

■対象

①保土ヶ谷の逸品

→公募にて第二弾を募集（第一弾：全63商品）

②保土ヶ谷の名所など

→すでに整理しているものを掲載（歴史、花・緑、野菜、名所など）





2 「保土ヶ谷の逸品」認定方法

対象：保土ヶ谷区内で販売されている飲食品（新規開発商品も含む）

- ①区の逸品候補を一般公募
- ②実行委員会（役員会）で認定
※原則として1店舗あたり1品

認定基準（次のいずれかを満たすもの）

- ①区で長年愛され、親しまれている
- ②区内産の素材が使用されている
- ③区の特徴を活かしているもの
- ④区の知名度・イメージアップへの貢献が期待できるもの



3

3 デジタルマップについて



■概要

Google Map（マイマップ機能）を活用
各項目が独自アイコンで表示されます。

デジタルマップ
二次元コード ▶



■マップイメージ



「逸品」「花みどり」といったアイコンを作成し、データを反映

4



4 令和8年度 認定スケジュール

R8			R9
5月～	7月～	10月～	～2月
<ul style="list-style-type: none">・事業周知 広報よこはま、花フェスタ等・公募期間 5/1～6/30予定	<ul style="list-style-type: none">・役員会での認定・関連グッズ作成 (認定証、のぼり等)・認定結果発表 (記者発表等)・認定証配付	<ul style="list-style-type: none">・区民への周知・認定した逸品の区民まつりブース出店・各種イベントで周知	<ul style="list-style-type: none">・逸品冊子の製作

デジタル
マップ運用

HODOGAYA



スペシャルサポーターについて



1 目的



- ・区制100周年事業へご協力いただく著名人の方について、下記の二種で進めていきます。

①スペシャルサポーター

令和8年度～令和9年度で、年間を通して広報を依頼

②スペシャルゲスト

令和9年度のイベントへの、スポット的な出演を依頼

スペシャルサポーター（通年）

スペシャルゲスト
（イベント）

スペシャルゲスト
（イベント）

スペシャルゲスト
（イベント）

2 スペシャルサポーターについて

ごうりき あやめ
剛力 彩芽さん

- ・令和8年1月10日（土）
保土ヶ谷区賀詞交換会にて、
お祝いメッセージをいただきました。

=想定活動内容=

- 令和8年度 広報よこはま・記念誌等への寄稿
ショート動画への出演
区長訪問
- 令和9年度 上記に加え、区民まつりへの出演
式典のオープニング動画への出演



HODOGAYA



協賛金・クラウドファンディングについて



「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を未来へ

1 趣旨



令和9年度の区制100周年に向けて、関係企業・団体・個人に対して、協賛金を募り、活動の原資とします。加えて、クラウドファンディングを実施し、賛同者による支援を広く募ります。

(1) 目標金額
21,000千円

(2) 過去実績
90周年(H29) 14,692千円
80周年(H19) 20,220千円



2 スケジュール

項目	R 8年度				R 9年度				
	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
役員会/ 実行委員会	★役員会	★委員会	★役員会 ★役員会	★役員会 ★委員会	★役員会	★委員会	★役員会	★役員会 ★委員会	★役員会
協賛活動	進め方	内容承認	・7月区連会 ・広よこ10月 ★8月依頼文発送 訪問(8/中旬～9/未)						報告
クラウドファンディング			区民まつりで 周知	支援入金期間 (最大90日間)					
事業		100周年事業実施	資金活用	資金活用				★式典(10月) ★祝祭コンサート(10月) ★パレード(11月)	

3 協賛金 依頼の方法



法人：90周年の協賛実績に応じて、訪問またはお手紙にて依頼
自治会等：区連会にてご依頼

【90周年実績】

法人：169件(10,000円～2,000,000円)

自治会等：30件(1,000円～150,000円)

個人：36件(1,000円～100,000円)

実行委員会委員の皆さまも、
ご協力をお願いいたします！



4 協賛金 カテゴリーとリターンメニュー

NO	項目	内容	プラチナ	ゴールド	シルバー	ブロンズ	グリーン
協賛金額			100万～	30万～	10万～	5万～	5千～
共通	ほどぴーアクリルスタンド、お礼状		○	○	○	○	○
1	区WEBサイト	100周年ページへの社名掲出	○ ロゴ大	○ ロゴ	○ テキスト	○ テキスト	○ テキスト
2	100周年記念式典	記念式典パンフレットへの社名掲出	○ ロゴ大	○ ロゴ	○ テキスト	○ テキスト	
		記念式典へのご招待	○	○	○	○	
3	100周年記念誌	記念誌への社名掲出	○ ロゴ大	○ ロゴ	○ テキスト	R8.12月までにご支援 いただいた場合	
4	保土ヶ谷の逸品冊子	逸品冊子(R9.2発行)へ社名掲出	○ ロゴ大	○ ロゴ	○ テキスト		
5	100周年ポスター	ポスターへの社名掲出	○ ロゴ大	○ ロゴ		ご支援いただく時期に よって異なる	
6	広報よこはま 100周年特別号	特別号(R9.10発行)への社名掲出	○ ロゴ大	○ ロゴ			
7	100周年記念パレード	パレード(R9.11)への参加	○				
8	100周年記念ウェア	スタッフウェアへの社名掲出 (記念事業でほどぴーやスタッフが着用)	○				




5

5 クラウドファンディング テーマ



形に残るものや区民の皆さまに楽しんでいただけるプロジェクトをテーマとして設定。

1テーマに限定することも、複数テーマを設定し金額を達成したら順次実施することも可能。

目標金額 (実施経費)	プロジェクトテーマ
600万円～	100周年記念花火(10分間) 記念イベント等にあわせて打ち上げ花火を実施。 
220万円	ほどぴーぬいぐるみ(300体) 区民利用施設や学校等に設置。 また、支援に対するリターン品としても使用。 
70万円	ポストラッピング(1基) 区内のポストを100周年記念デザインに装飾。 

6



6 クラウドファンディング ルール

- ・目標額に達しない場合でもリターンが届くAll-in方式
- ・テーマの目標金額に達しない場合や目標を超過する場合には、リスト内にあるもので金額におさまるプロジェクトを実施する。

(プロジェクトリスト)

テーマ	概算経費
ドローンショー	1,000万円
ほどぴー銅像	500万円
ほどぴーふわふわ	500万円
ほどぴー着ぐるみ制作	120万円
ほどぴー巨大ぬいぐるみ制作	100万円
区役所装飾(エレベーター、階段など)	30万円～
100周年記念事業の充実	5万円～

7

7 クラウドファンディング リターンメニュー



支援額	リターン内容 (コスト)
1,000円	お礼メッセージまたは動画
5,000円	100周年ロゴピンバッジ(500円)
10,000円	100周年記念切手(2,000円)
50,000円	ほどぴーぬいぐるみ(6,000円)
100,000円	ほどぴーグッズ詰め合わせ(10,000円)



8



8 クラウドファンディング 活用サイト 候補

READYFOR (寄付型国内シェア1位)

・料金

初期費用0円、手数料14%+税(決済手数料5%含)

※ プロジェクト成立後に手数料を差し引いて入金

・公開(募集開始)までのスケジュール

掲載準備: 約2週間

募集期間: 10日~90日の間で設定

プロジェクトを純粋に応援してくれる(リターンを目的としない)傾向あり。

【サイト活用実績】

本郷大小学校50周年記念花火: 目標20万→実績42万	【達成】	子どもからのお礼手紙
大岡小学校横浜捺染バンダナ: 目標40万→実績65万	【達成】	子どもからのお礼手紙、バンダナ
金沢動物園ゾウの給水装置: 目標500万→実績945万	【達成】	ポストカード、完成後の動画

HODOGAYA



広報関係について



「いつまでも住み続けたいまち ほどがや」を未来へ

100周年の広報・周知について



(1) 100周年通信の発行

引き続き、100周年に関する取組をまとめた通信を発行し、区民の皆さまに取組を広く周知します。

発行予定数：4件 ※ 不定期配信

配付先：区内自治会町内会掲示板(約1,500か所)、区民利用施設ほか

(2) メールマガジンの発行（令和8年度新規）

100周年に関する情報を、メールでタイムリーに配信します。

発行予定：1通/月 程度

配信先：メールマガジンの配信を希望し、アドレスを登録いただいた方

※ 区役所・実行委員会が実施するイベント等にて、登録者を募集します。



登録はこちら



100周年の広報・周知について

(3) 100周年ポスターの掲出

今後、区内商店街や主要商業施設に対し、掲出依頼を行います

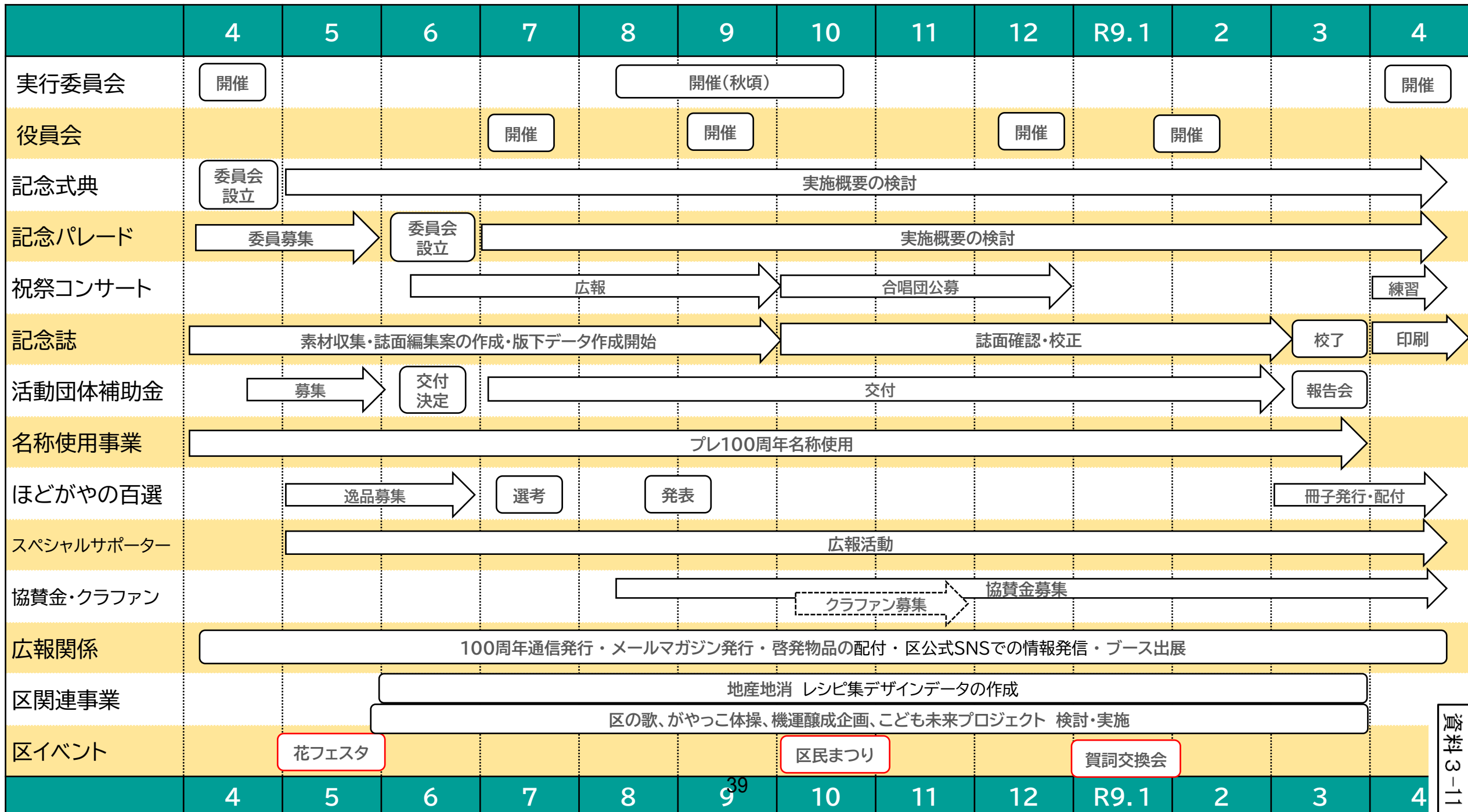
(公共施設や学校、自治会・町内会等には依頼済)。

今回の掲出依頼にあたっては、希望する商店街等には
ほどぴーが訪問してポスターを直接お渡しします。



(4) その他、100周年ロゴマークを活用した広報など

啓発物品の配付や区公式SNSを活用した情報発信、イベント等での
ブース出展など、100周年をPRします。



令和 8 年度 区制100周年事業実行委員会 収支予算書 (案)

1 総予算 ¥16,180,000

2 収支内訳

(1) 収入 (円)

項目	金額	説明
区補助金	6,180,000	
協賛金	10,000,000	
合計	16,180,000	

(2) 支出 (円)

項目	金額	説明
祝祭コンサート	500,000	会場費、広報費
記念誌	1,350,000	編集・発行委託
活動団体補助金	900,000	スターター補助金
名称使用事業 (記念事業)	1,000,000	広報費、啓発物品製作
ほどがやの百選	1,300,000	認定経費、冊子編集・発行委託
協賛金	200,000	郵送費、お礼の品購入費
広報関係 (ロゴマーク含)	700,000	啓発物品の製作
実行委員会事務費	230,000	会議室使用料、消耗品費
予備費	10,000,000	
合計	16,180,000	

※クラウドファンディングについては、内容が確定し次第、計上します。

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会規約 (案)

制 定 令和 6 年 4 月 26 日

最近改正 令和 8 年 4 月 21 日

(名称)

第 1 条 本委員会の名称は「保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会」(以下「実行委員会」という。)とする。

(目的)

第 2 条 令和 9 年に保土ヶ谷区が区制 100 周年を迎えるに当たり、区民が揃って祝うことができる周年事業(以下「周年事業」という。)を実施するため、実行委員会を設置する。

(構成)

第 3 条 実行委員会は委員及び顧問で構成する。

(委員)

第 4 条 実行委員会の委員は、第 2 条の趣旨に賛同する区内の団体及び関係企業とする。

2 委員の任期は、実行委員会設立の日から周年事業の終了後、最初に開催する委員会の解散時までとする。

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 会計 1 人
- (4) 会計監査 2 人

2 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

4 会計は、実行委員会の会計を掌る。

5 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。

6 役員は別表 1 による**所属**のものをもって充てる。

(顧問)

第 6 条 顧問は別表 2 による職のものをもって充てる。

2 顧問は、周年事業の実施に関し、それぞれの立場から実行委員会に対して必要な意見を述べることができる。

(会議)

第 7 条 実行委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議では次の議案を協議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画

(3) 規約等の制定改廃

(4) その他会長が必要と認める重要な事項

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

4 会議は、会長が認めた場合には会議の開催にかえて書面をもって表決することができる。

(役員会)

第8条 周年事業について必要な議案を審議するため、役員会を置く。

2 役員会は第5条に定める役員に加え、別表3による**所属**のものから構成する。

3 役員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

4 会議の議事は、役員の過半数をもって決するものとする。

(補助金審査会)

第9条 周年事業に係る補助金事務を実施するため、補助金審査会を置く。

2 補助金審査会は別表4による職のものから構成する。

3 補助金審査会では周年事業に関する活動補助金に係る審査決定及び交付事務を行う。

4 補助金審査の決定は、委員の過半数をもって決するものとする。

(特別委員会)

第10条 周年事業に係る式典等について、必要があるときは特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員及び委員長は、実行委員会の委員の中から会長が指名した者その他実行委員会において定めるところにより選任した者とする。

3 特別委員会の運営については、特別委員会において定める。

(部会)

第11条 区民が主体で行う周年事業について、活動団体の登録及び当該活動を所掌するため、こども部会、魅力部会及びつながり部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員及び部会長は、会長が指名した実行委員会所属団体の中から選任した者とする。また、その他実行委員会において定めるところにより選任した者とする。

3 部会の運営については、部会において定める。

(財務)

第12条 実行委員会の経費は、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務局は、保土ヶ谷区役所地域振興課内に置く。

(委任)

第14条 この規約に定めがない事項については、会長が別途定める。

附 則

この規約は、令和6年4月26日から施行する。

この規約は、令和7年4月22日から施行する。

この規約は、令和8年4月21日から施行する。

(別表1)

役職	所属
会 長	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会会長
副 会 長	保土ヶ谷区民会議代表委員
副 会 長	保土ヶ谷区社会福祉協議会会長
副 会 長	保土ヶ谷民生委員児童委員協議会会長
会 計	保土ヶ谷区明るい選挙推進協議会会長
会 計 監 査	保土ヶ谷区商店街連合会会長
会 計 監 査	保土ヶ谷区老人クラブ連合会会長

(別表2)

役職	職名
顧 問	横浜市議員
顧 問	神奈川県議会議員
顧 問	保土ヶ谷警察署長
顧 問	保土ヶ谷区長

(別表3)

役職	所属
役 員	保土ヶ谷区青少年指導員協議会会長
役 員	保土ヶ谷区スポーツ推進委員連絡協議会会長
役 員	保土ヶ谷区保健活動推進員会会長

(別表4)

役職	職名
会 長	実行委員会委員の中から互選する
委 員	こども部会長
委 員	魅力部会長
委 員	つながり部会長
委 員	保土ヶ谷区総務部総務課長

改正案

現行

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会規約

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会規約

第 1 条～第 4 条 （省略）

第 1 条～第 4 条 （省略）

（役員）

（役員）

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 会計 1 人
- (4) 会計監査 2 人

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 会計 1 人
- (4) 会計監査 2 人

- 2 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 4 会計は、実行委員会の会計を掌る。
- 5 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。
- 6 役員は別表 1 による**所属**のものをもって充てる。

- 2 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。
- 4 会計は、実行委員会の会計を掌る。
- 5 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。
- 6 役員は別表 1 による**職**のものをもって充てる。

第 6 条～第 7 条 （省略）

第 6 条～第 7 条 （省略）

（役員会）

（役員会）

第 8 条 周年事業について必要な議案を審議するため、役員会を置く。

第 8 条 周年事業について必要な議案を審議するため、役員会を置く。

- 2 役員会は第 5 条に定める役員に加え、別表 3 による**所属**のものから構成する。
- 3 役員会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 4 会議の議事は、役員の過半数をもって決するものとする。

- 2 役員会は第 5 条に定める役員に加え、別表 3 による**職**のものから構成する。
- 3 役員会の会議は、会長が招集し、議長となる。
- 4 会議の議事は、役員の過半数をもって決するものとする。

第 9 条～第 14 条 （省略）

第 9 条～第 14 条 （省略）

この規約は、令和 6 年 4 月 26 日より施行する。
 この規約は、令和 7 年 4 月 22 日より施行する。
 この規約は、令和 8 年 4 月 21 日より施行する。

この規約は、令和 6 年 4 月 26 日より施行する。
 この規約は、令和 7 年 4 月 22 日より施行する。

（別表 1）

（別表 1）

役職	所属
会 長	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会
副 会 長	保土ヶ谷区民会議
副 会 長	保土ヶ谷区社会福祉協議会
副 会 長	保土ヶ谷区民生委員児童委員協議会
会 計	保土ヶ谷区明るい選挙推進協議会
会 計 監 査	保土ヶ谷区商店街連合会
会 計 監 査	保土ヶ谷区老人クラブ連合会

役職	職名
会 長	保土ヶ谷区連合町内会長連絡会 会長
副 会 長	保土ヶ谷区民会議 代表委員
副 会 長	保土ヶ谷区社会福祉協議会 会長
副 会 長	保土ヶ谷区民生委員児童委員協議会 会長
会 計	保土ヶ谷区明るい選挙推進協議会 会長
会 計 監 査	保土ヶ谷区商店街連合会 会長
会 計 監 査	保土ヶ谷区老人クラブ連合会 会長

別表 2 （省略）

別表 2 （省略）

（別表 3）

（別表 3）

役職	所属
役 員	保土ヶ谷区青少年指導員協議会
役 員	保土ヶ谷区スポーツ推進委員連絡協議会
役 員	保土ヶ谷区保健活動推進委員会

役職	職名
役 員	保土ヶ谷区青少年指導員協議会 会長
役 員	保土ヶ谷区スポーツ推進委員連絡協議会 会長
役 員	保土ヶ谷区保健活動推進委員会 会長

別表 4 （省略）

別表 4 （省略）

保土ケ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付要綱

令和 7 年 4 月 23 日制定

令和 8 年 4 月 21 日改正

(目的)

第 1 条 この要綱は、保土ケ谷区制 100 周年を記念し、保土ケ谷区を挙げて祝い盛り上げていくために、区民等により組織された団体が自主的に企画・運営・実施する事業に要する経費の一部に対し、保土ケ谷区制 100 周年事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第 2 条 この要綱における補助の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件すべてを満たすものとする。

- (1) 実行委員会が定める活動団体として登録していること
 - (2) 所在地又は主たる活動場所が保土ケ谷区内であること
 - (3) 規則、会則等の定めがあり、団体として明確な意思決定の場があること
 - (4) 代表者及び役員構成が明確であり、かつ、役員のうち、2分の1以上が、この要綱における補助金の交付を受ける他の団体の役員となっていないこと
 - (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動をしていないこと
 - (6) 公序良俗に反する活動をしていないこと
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は対象外とする。
- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、この項において同じ。）
 - (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下、この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、「暴力団等の構成員等」という。）の統制の下にある団体
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員に暴力団の構成員等に該当するものがあるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団の構成員等に該当するもの

(補助金の種類)

第 3 条 この要綱における補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) スターターパック
地域課題の解決や地域づくりを目的として、継続して実施される事業について補助する。当該補助金の交付額は、5 万円を上限とする。
 - (2) ブースターパック
令和 9 年度に実施される区制 100 周年を記念した事業について補助する。当該補助金の交付額は、10 万円を上限とする。
- 2 前項第 2 号に定める補助金申請は、一団体につき同一年度内に 1 回までとする 1 回限りとする。
- 3 補助金の交付開始年度は、補助金の種類ごとに会長が決定することとする。
- 4 同一年度において、申請者はスターターパックとブースターパックを併用して申請することは

できない。

~~補助金の交付開始年度は、補助金の種類ごとに実行委員会会長（以下、「会長」という。）会長が決定することとする。ない。~~

（補助対象事業）

第4条 この要綱における補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項第1号に定める補助金（スターターパック）にあつては、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。

ア 立ち上げから申請まで概ね3年度未満の事業であること

イ 令和10年度以降も継続する見込みがあること

ウ 地域課題の解決や地域づくりに資すること

エ 別表1のいずれかに該当すること

(2) 第3条第2号に定める補助金（ブースターパック）にあつては、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。

ア 区制100周年を契機に企画・立案された新たな規事業であること

イ 主たる催し物等が令和9年度に実施されること

ウ 保土ヶ谷区の特色や特産物又は“100”に関連があること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。

(1) 専ら営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

(2) 保土ヶ谷区外で保土ヶ谷区民以外を対象に行う事業

(3) 同一年度に、同一事業で、他の補助金を受けている若しくは受ける見込みのある事業

(4) その他、~~実行委員会会長（以下、「会長」という。）~~が適当でないと認めた事業

（補助対象経費）

第5条 この要綱における補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接かかる経費とし、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、食料費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

3 報償費については、金銭による支給に代えて、社会通念上相当と認められる範囲において、菓子などの食糧品による支給を行うことができるものとする。

~~前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、食料費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする~~

4 補助金は、申請年度の4月1日から翌年2-3月末 31-日までの対象経費について使用できるものとする。~~ただし、令和7年度については、本要綱の施行日から令和8年3月31-日までの対象経費について使用できるものとする。~~

5 補助金は、次年度に繰り越すことはできない。

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助金の種類ごとに、その年度の予算の範囲内において会長が決定する。

~~ただし、会長は、申請期間の開始前に、補助金の種類ごとの上限額を示さなければならない。~~

(交付申請)

第7条 申請団体は、会長が別に定める申請期間内に、次に掲げる交付申請書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付申請書 (第 1 号様式)
- (2) 事業計画書 (第 2 号様式)
- (3) 収支予算書 (第 3 号様式)
- (4) 団体概要書 (第 4 号様式)
- (5) 団体の規約、定款その他これらの書類に類する書類及び役員名簿
- (6) その他、実行委員会が設置する補助金審査会 (以下、「審査会」という。)が必要と認める書類

2 申請書類の受付は、審査会事務局 (保土ヶ谷区総務課) で行う。

(交付決定通知)

第8条 会長は、前条の規定による申請書類を受理したときは、~~その申請を補助金審査会に付議し、その内容を審査し、~~ 適当と認めるときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付決定通知書 (第 5 号様式) により当該団体に通知するものとする。また、補助金を交付することが不当と認めるときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金不交付決定通知書 (第 6 号様式) により当該団体に通知するものとする。

2 前項の内容の確認及び評価は、別表 3 の項目に基づいて審査会が行い、会長は、審査会の意見を参考に適否を決定する。

3 会長は、補助金の交付を決定する場合において、本補助金の目的を達成するために必要な限度において条件を付すことができる。

4 審査会は、申請団体に対して、追加書類の提出を求めるほか、聞き取り調査及び現地調査等を行うことができる。

(申請の取下げ)

第9条 申請団体は、前条の規定により決定通知書の交付を受けた場合において、当該決定通知書に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定通知書の交付日の翌日から起算して 10 日以内であれば、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(事業計画の変更又は中止)

第10条 第8条の規定により交付の決定を受けた団体 (以下、「交付団体」という。) は、事業計画の申請事項を変更又は中止しようとする場合は、速やかに、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金事業計画変更・中止届 (第 7 号様式) を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

2 会長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、承認するときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金事業計画変更・中止承認通知書 (第 8 号様式) により当該団体に通知するものとする。

(実績報告)

第 11 条 交付団体は、事業終了後 14 日以内に、または補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日で、次に掲げる実績報告書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金実績報告書 (第 9 号様式)
- (2) 事業報告書 (第 10 号様式)
- (3) 収支決算書 (第 11 号様式)
- (4) 領収書、振込明細書、その他当収支決算に係る支出を証する書類の写し
- (5) 実施状況がわかる写真又はパンフレット等の広報印刷物
- (6) その他、審査会が必要と認める書類

(交付額の確定)

第 12 条 会長は、前条の規定による実績報告書類が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付額確定通知書 (第 12 号様式) により当該団体に通知するものとする。

2 前項の内容の確認は審査会が行い、会長は、審査会の意見を参考に適否を決定する。

(交付の時期等)

第 13 条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

第 14 条 第 12 条の規定により交付額の確定を受けた交付団体~~が~~は、補助金の交付を受けようとするときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付請求書 (第 13 号様式) により請求を行うものとする。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

(補助金の精算)

第 15 条 交付団体は、第 13 条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合において、~~第 12 条の規定による実績報告書類の他、~~交付額確定通知書の交付日の翌日から起算して 14 日以内、または補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 10 日のいずれか早い期日に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金精算書 (第 14 号様式)
 - (2) その他、審査会が必要と認める書類
- 2 交付団体は、精算により余剰金が生じたときは、~~速やかに~~返還しなければならない。返還にあたっては、交付額確定通知書の交付日の翌日から起算して 14 日以内、もしくは補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月末までのいずれか早い期日に指定する口座に入金を行わなければならない。

(決定の取消し)

第 16 条 会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) 補助金を他の用途へ使用をしたとき
- (3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき
- (4) その他法令、条例、又はこの規則に基づき会長が行った指示に違反したとき
- (5) 補助事業を中止又は廃止したとき（第 10 条の規定による事業計画変更・中止届が承認されなかったときを含む）

2 前項の規定は、第 12 条の規定による交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付決定取消通知書（第 15 号様式）により当該団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したとき又は第 10 条の規定により補助事業の中止が承認された場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 18 条 交付団体は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を実行委員会に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、当該団体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 交付団体は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を実行委員会に納付しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第 19 条 交付団体は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等を整備し、補助金の交付を受けた日から 5 年間保存しておかななければならない。

(公表)

第 20 条 会長は、申請団体及び交付団体の概要（団体名、所在地、代表者名等）、事業計画の概要及び補助金額を公表できるものとする。

2 交付団体は補助事業の完了後、当該年度ごとに事務局が定める日程において、事業内容及び成果について報告するための報告会を実施するものとする。

(事務)

第 21 条 この要綱に定める補助金の交付に関する事務は、審査会事務局（保土ヶ谷区総務課）で行う。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 23 日から施行する。
この要綱は、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、実行委員会の解散をもって失効する。

別 表 1（第 4 条）

(1) 文化・芸術振興に関する事業
(2) スポーツ振興または健康増進に関する事業
(3) 異世代間交流に関する事業
(4) 子育て支援、子どもの居場所づくりに関する事業
(5) 環境保全に関する事業
(6) 地域の活性化、にぎわいのあるまちづくりに関する事業
(7) その他、社会的公共性をもつ事業のうち、特に会長が認めた事業

別 表 2（第 5 条）

経費項目	主な補助対象経費
(1) 報償費	講演会の講師やイベント出演者への謝金、賞品・記念品代、食糧品代
(2) 消耗品費	1 件 10,000 円未満の事務用品等の消耗品の購入費
(3) 印刷製本費	チラシやポスターの印刷代、コピー代
(4) 通信運搬費	郵便料、機材の運搬に係る費用
(5) 広告料	新聞折り込み費用、雑誌掲載料、交通広告料
(6) 保険料	イベント保険料
(7) 委託料	機材の運搬・操作、会場警備等の外部の事業者へ委託した費用
(8) 使用料及び賃借料	会議室やイベント会場の借上料、機材や自動車のレンタル料
(9) その他	その他特に会長が認めた経費

別 表 3 (第 8 条)

項目	スターターパック	ブースターパック
(1) 継続性	令和 10 年度以降も継続する見込みがあること	
(2) 公益性	地域課題の解決や地域づくりに資すること	
(3) 保土ケ谷区らしさ 100 周年らしさ		保土ケ谷区の特徴や特産物又は“100”に関連があること
(4) 新規性	事業の立ち上げから概ね 3 年未満であること	区制 100 周年を契機に企画・立案された新規性のある事業であること
(5) 効果	地域にとって必要性、重要性が高いこと	多くの区民が参加し楽しめること
(6) 事業対象	営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業ではないこと 保土ケ谷区外で保土ケ谷区民以外を対象に行う事業ではないこと	
(7) 費用対効果	事業を実施するための経費が効果的かつ適切に計上されていること	
(8) 実現可能性	計画通りに実現可能であること	
(9) 自立性	団体の財政的基盤、人的基盤が安定し、自立的な活動が期待できること	

改正案	現行
<p style="text-align: center;">保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会規約</p> <p>第 1 条～第 2 条 （省略）</p> <p>（補助金の種類）</p> <p>第 3 条 この要綱における補助金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) スターターパック 地域課題の解決や地域づくりを目的として、継続して実施される事業について補助する。 当該補助金の交付額は、5 万円を上限とする。</p> <p>(2) ブースターパック 令和 9 年度に実施される区制 100 周年を記念した事業について補助する。 当該補助金の交付額は、10 万円を上限とする。</p> <p>2 前項第 2 号に定める補助金申請は、一団体につき 1 回限りとする。</p> <p>3 補助金の交付開始年度は、補助金の種類ごとに会長が決定することとする。</p> <p>4 同一年度において、申請者はスターターパックとブースターパックを併用して申請することはできない。</p> <p>5 （削除）</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第 4 条 この要綱における補助の対象となる事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 項第 1 号に定める補助金（スターターパック）にあつては、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。</p> <p>ア 立ち上げから申請まで概ね 3 年度未満であること</p> <p>イ 令和 10 年度以降も継続する見込みがあること</p> <p>ウ 地域課題の解決や地域づくりに資すること</p> <p>エ 別表 1 のいずれかに該当すること</p> <p>(2) 第 3 条第 1 項第 2 号に定める補助金（ブースターパック）にあつては、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。</p> <p>ア 区制 100 周年を契機に企画・立案された新規事業であること</p> <p>イ 主たる催し物等が令和 9 年度に実施されること</p> <p>ウ 保土ヶ谷区の特色や特産物又は“100”に関連があること</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。</p> <p>(1) 専ら営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業</p> <p>(2) 保土ヶ谷区外で保土ヶ谷区民以外を対象に行う事業</p> <p>(3) 同一年度に、同一事業で、他の補助金を受けている若しくは受ける見込みのある事業</p> <p>(4) その他、実行委員会会長（以下、「会長」という。）が適当でないと認めた事業</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>第 5 条 この要綱における補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接かかる経費とし、別表 2 のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。</p> <p>3 報償費については、金銭による支給に代えて、社会通念上相当と認められる範囲において、菓子などの食糧品による支給を行うことができるものとする。</p> <p>4 補助金は、申請年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの対象経費について使用できるものとする。</p> <p>5 補助金は、次年度に繰り越すことはできない。</p> <p>（補助金額）</p> <p>第 6 条 補助金額は、補助金の種類ごとに、その年度の予算の範囲内において会長が決定する。</p> <p>第 7 条 （省略）</p>	<p style="text-align: center;">保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会規約</p> <p>第 1 条～第 2 条 （省略）</p> <p>（補助金の種類）</p> <p>第 3 条 この要綱における補助金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) スターターパック 地域課題の解決や地域づくりを目的として、継続して実施される事業について補助する。</p> <p>(2) ブースターパック 令和 9 年度に実施される区制 100 周年を記念した事業について補助する。</p> <p>2 前項第 2 号に定める補助金は、同一事業が複数回交付を受けることができない。</p> <p>3 補助金の交付開始年度は、補助金の種類ごとに会長が決定することとする。</p> <p>4 同一年度において、申請者はスターターパックとブースターパックを併用して申請することはできず、いずれか一方のみとする。</p> <p>5 一団体につき、補助金の申請は 1 回限りとする。</p> <p>（補助対象事業）</p> <p>第 4 条 この要綱における補助の対象となる事業は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 3 条第 1 号に定める補助金（スターターパック）にあつては、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。</p> <p>ア 立ち上げから概ね 3 年未満であること</p> <p>イ 令和 10 年度以降も継続する見込みがあること</p> <p>ウ 地域課題の解決や地域づくりに資すること</p> <p>エ 別表 1 のいずれかに該当すること</p> <p>(2) 第 3 条第 2 号に定める補助金（ブースターパック）にあつては、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。</p> <p>ア 区制 100 周年を契機に企画・立案された新規事業であること</p> <p>イ 主たる催し物等が令和 9 年度に実施されること</p> <p>ウ 保土ヶ谷区の特色や特産物又は“100”に関連があること</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。</p> <p>(1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業</p> <p>(2) 保土ヶ谷区外で保土ヶ谷区民以外を対象に行う事業</p> <p>(3) 同一年度に、同一事業で、他の補助金を受けている若しくは受ける見込みのある事業</p> <p>(4) その他、実行委員会会長（以下、「会長」という。）が適当でないと認めた事業</p> <p>（補助対象経費）</p> <p>第 5 条 この要綱における補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接かかる経費とし、別表 2 のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、食料費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。</p> <p>3 補助金は、申請年度の 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの対象経費について使用できるものとする。ただし、令和 7 年度については、本要綱の施行にから令和 8 年 3 月 3 1 日までの対象経費について使用できるものとする。</p> <p>4 補助金は、次年度に繰り越すことはできない。</p> <p>（補助金額）</p> <p>第 6 条 補助金額は、補助金の種類ごとに、その年度の予算の範囲内において会長が決定する。ただし、会長は、申請期間の開始前に、補助金の種類ごとの上限額を示さなければならない。</p> <p>第 7 条 （省略）</p>

改正案	現行
<p>(交付決定通知)</p> <p>第8条 会長は、前条の規定による申請書類を受理したときは、その申請を補助金審査会に付議し、適当と認めるときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付決定通知書（第5号様式）により当該団体に通知するものとする。また、補助金を交付することが不適当と認めるときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金不交付決定通知書（第6号様式）により当該団体に通知するものとする。</p> <p>2 前項の内容の確認及び評価は、別表3の項目に基づいて審査会が行い、会長は、審査会の意見を参考に適否を決定する。</p> <p>3 会長は、補助金の交付を決定する場合において、本補助金の目的を達成するために必要な限度において条件を付すことができる。</p> <p>4 審査会は、申請団体に対して、追加書類の提出を求めるほか、聞き取り調査及び現地調査等を行うことができる。</p>	<p>(交付決定通知)</p> <p>第8条 会長は、前条の規定による申請書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付決定通知書（第5号様式）により当該団体に通知するものとする。また、補助金を交付することが不適当と認めるときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金不交付決定通知書（第6号様式）により当該団体に通知するものとする。</p> <p>2 前項の内容の確認及び評価は、別表3の項目に基づいて審査会が行い、会長は、審査会の意見を参考に適否を決定する。</p> <p>3 会長は、補助金の交付を決定する場合において、本補助金の目的を達成するために必要な限度において条件を付すことができる。</p> <p>4 審査会は、申請団体に対して、追加書類の提出を求めるほか、聞き取り調査及び現地調査等を行うことができる。</p>
<p>第9条～第10条 (省略)</p>	<p>第9条～第10条 (省略)</p>
<p>(実績報告)</p> <p>第11条 交付団体は、事業終了後14日以内、または補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日で、次に掲げる実績報告書類を会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金実績報告書（第9号様式）</p> <p>(2) 事業報告書（第10号様式）</p> <p>(3) 収支決算書（第11号様式）</p> <p>(4) 領収書、振込明細書、その他当収支決算に係る支出を証する書類の写し</p> <p>(5) 実施状況がわかる写真又はパンフレット等の広報印刷物</p> <p>(6) その他、審査会が必要と認める書類</p>	<p>(実績報告)</p> <p>第11条 交付団体は、事業終了後14日以内次に掲げる実績報告書類を会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金実績報告書（第9号様式）</p> <p>(2) 事業報告書（第10号様式）</p> <p>(3) 収支決算書（第11号様式）</p> <p>(4) 領収書、振込明細書、その他当収支決算に係る支出を証する書類の写し</p> <p>(5) 実施状況がわかる写真又はパンフレット等の広報印刷物</p> <p>(6) その他、審査会が必要と認める書類</p>
<p>第12条～第14条 (省略)</p>	<p>第12条～第14条 (省略)</p>
<p>(補助金の精算)</p> <p>第15条 交付団体は、第13条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合において、第11条の規定による実績報告書類の他、交付額確定通知書の交付日の翌日から起算して14日以内または補助金の交付決定があった日の属する年度の3月10日のいずれか早い期日に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金精算書（第14号様式）</p> <p>(2) その他、審査会が必要と認める書類</p> <p>2 交付団体は、精算により余剰金が生じたときは、速やかに、返還しなければならない。返還にあたっては、交付額確定通知書の交付日の翌日から起算して14日以内、もしくは補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末までのいずれか早い期日に指定する口座に入金を行わなければならない。</p>	<p>(補助金の精算)</p> <p>第15条 交付団体は、第13条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合において、第12条の規定による交付額確定通知書の交付日の翌日から起算して14日以内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金精算書（第14号様式）</p> <p>(2) その他、審査会が必要と認める書類</p> <p>2 交付団体は、精算により余剰金が生じたときは、速やかに、返還しなければならない。</p>
<p>(決定の取消し)</p> <p>第16条 会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき</p> <p>(2) 補助金を他の用途へ使用をしたとき</p> <p>(3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に反したとき</p> <p>(4) その他法令、条例、又はこの規則に基づき会長が行った指示に違反したとき</p> <p>(5) 補助事業を中止又は廃止したとき（第10条の規定による事業計画変更・中止届が承認されなかったときを含む）</p> <p>2 前項の規定は、第12条の規定による交付額の確定があった後においても適用があるものとする。</p> <p>3 会長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により当該団体に通知するものとする。</p>	<p>(決定の取消し)</p> <p>第16条 会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき</p> <p>(2) 補助金を他の用途へ使用をしたとき</p> <p>(3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき</p> <p>(4) その他法令、条例、又はこの規則に基づき会長が行った指示に違反したとき</p> <p>(5) 補助事業を中止又は廃止したとき（第10条の規定による事業計画変更・中止届が承認されなかったときを含む）</p> <p>2 前項の規定は、第12条の規定による交付額の確定があった後においても適用があるものとする。</p> <p>3 会長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付決定取消通知書（第15号様式）により当該団体に通知するものとする。</p>
<p>第17条～第19条 (省略)</p>	<p>第17条～第19条 (省略)</p>

改正案		
(公表) 第 20 条 会長は、申請団体及び交付団体の概要（団体名、所在地、代表者名等）、事業計画の概要及び補助金額を公表できるものとする。 2 交付団体は補助事業の完了後、当該年度ごとに事務局が定める日程において、事業内容及び成果について報告するための報告会を実施するものとする。		
第 21 条～第 22 条 （省略）		
附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 23 日から施行する。 この要綱は、令和 8 年 4 月 21 日から施行する。		
(失効) 2 この要綱は、実行委員会の解散をもって失効する。		
表 1 （省略）		
別 表 2（第 5 条）		
経費項目	主な補助対象経費	
(1) 報償費	講演会の講師やイベント出演者への謝金、賞品・記念品代、 食糧品代	
(2) 消耗品費	1 件 10,000 円未満の事務用品等の消耗品の購入費	
(3) 印刷製本費	チラシやポスターの印刷代、コピー代	
(4) 通信運搬費	郵便料、機材の運搬に係る費用	
(5) 広告料	新聞折り込み費用、雑誌掲載料、交通広告料	
(6) 保険料	イベント保険料	
(7) 委託料	機材の運搬・操作、会場警備等の外部の事業者へ委託した費用	
(8) 使用料及び賃借料	会議室やイベント会場の借上料、機材や自動車のレンタル料	
(9) その他	その他特に会長が認めた経費	
別 表 3（第 8 条）		
項目	スターターパック	ブースターパック
(1) 継続性	令和 10 年度以降も継続する見込みがあること	
(2) 公益性	地域課題の解決や地域づくりに資すること	
(3) 保土ヶ谷区らしさ 100 周年らしさ		保土ヶ谷区の特徴や特産物又は“100”に関連があること
(4) 新規性	事業 の立ち上げから概ね 3 年未満であること	区制 100 周年を契機に企画・立案された 新規性のある 事業であること
(5) 効果	地域にとって必要性、重要性が高いこと	多くの区民が参加し楽しめること
(6) 事業対象	営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業ではないこと 保土ヶ谷区外で保土ヶ谷区民以外を対象に行う事業ではないこと	
(7) 費用対効果	事業を実施するための経費が効果的かつ適切に計上されていること	
(8) 実現可能性	計画通りに実現可能であること	
(9) 自立性	団体の財政的基盤、人的基盤が安定し、自立的な活動が期待できること	

現行		
(公表) 第 20 条 会長は、申請団体及び交付団体の概要（団体名、所在地、代表者名等）、事業計画の概要及び補助金額を公表できるものとする。		
第 21 条～第 22 条 （省略）		
附 則 (施行期日) 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 23 日から施行する。		
(失効) 2 この要綱は、実行委員会の解散をもって失効する。		
表 1 （省略）		
別 表 2（第 5 条）		
経費項目	主な補助対象経費	
(1) 報償費	講演会の講師やイベント出演者への謝金、賞品・記念品代	
(2) 消耗品費	1 件 10,000 円未満の事務用品等の消耗品の購入費	
(3) 印刷製本費	チラシやポスターの印刷代、コピー代	
(4) 通信運搬費	郵便料、機材の運搬に係る費用	
(5) 広告料	新聞折り込み費用、雑誌掲載料、交通広告料	
(6) 保険料	イベント保険料	
(7) 委託料	機材の運搬・操作、会場警備等の外部の事業者へ委託した費用	
(8) 使用料及び賃借料	会議室やイベント会場の借上料、機材や自動車のレンタル料	
(9) その他	その他特に会長が認めた経費	
別 表 3（第 8 条）		
項目	スターターパック	ブースターパック
(1) 継続性	令和 10 年度以降も継続する見込みがあること	
(2) 公益性	地域課題の解決や地域づくりに資すること	
(3) 保土ヶ谷区らしさ 100 周年らしさ		保土ヶ谷区の特徴や特産物又は“100”に関連があること
(4) 新規性	事業の立ち上げから概ね 3 年未満であること	区制 100 周年を契機に企画・立案された新規性のある事業であること
(5) 効果	地域にとって必要性、重要性が高いこと	多くの区民が参加し楽しめること
(6) 事業対象	営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業ではないこと 保土ヶ谷区外で保土ヶ谷区民以外を対象に行う事業ではないこと	
(7) 費用対効果	事業を実施するための経費が効果的かつ適切に計上されていること	
(8) 実現可能性	計画通りに実現可能であること	
(9) 自立性	団体の財政的基盤、人的基盤が安定し、自立的な活動が期待できること	

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会 委員の就任について

保土ヶ谷区制 100 周年実行委員会規約第 4 条に基づき、100 周年実行委員として新たに次の方にご就任いただきます。

1 就任予定委員

保土ヶ谷少年補導員連絡会

会長 島田 学 氏

2 理由

保土ヶ谷少年補導員は、警察署長から委嘱され、ボランティアとして地域の少年の非行防止や健全育成活動を行っており、保土ヶ谷少年補導員連絡会は保土ヶ谷区制 100 周年に係る取組に賛同しているため。

【保土ヶ谷区制 100 周年実行委員会規約 抜粋】

(目的)

第 2 条 令和 9 年に保土ヶ谷区が区制 100 周年を迎えるに当たり、区民が揃って祝うことができる周年事業（以下「周年事業」という。）を実施するため、実行委員会を設置する。

～第 3 条省略～

(委員)

第 4 条 実行委員会の委員は、第 2 条の趣旨に賛同する区内の団体及び関係企業とする。

区役所で実施している100周年関連事業

1 「こども」関連

(1) がやっこ体操

➤ 7年度の取組

- ✓ 保育園・幼稚園で活用しやすいよう、CD及びピアノ楽譜を作成し、全保育園・幼稚園に配付
- ✓ 星川駅にて放送開始【相鉄線星川駅協力】
 - ・ 駅構内のモニターにて、「がやっこ体操」動画を放映
 - ・ 駅構外において、市立保育所園児による紹介メッセージとともに、「がやっこ体操」音源放送



➤ 8年度の取組(予定)

吹奏楽用の編曲を行い、様々な形で「がやっこ体操」を知っていただける機会を創出します。

1 「こども」関連

(2) こども未来プロジェクト

区内の中学生を中心とした「こども未来プロジェクト」。区民まつり出店、活動Tシャツ作成、年末の区長ミーティングでは、ほどぴーグッズ案や保土ヶ谷区への思いを区長に届けました。中学生の自主性を尊重し、アイデアを出し合い活動していきます。



3

2 「魅力」関連

(1) SNSフォトコンテスト

「区公式インスタグラムフォトコンテスト 2025」として、保土ヶ谷区の魅力あふれる写真をインスタグラムで募集し、優秀作品の巡回写真展及び区民による投票を実施しました。令和8年度も同様の取組で区の魅力をPRします。



令和7年度 最優秀賞



令和7年度 ほどがや花憲章賞



令和7年度 相模鉄道賞 ※令和7年度新設

4

2 「魅力」 関連

(2) 「農」の魅力発信

○ 令和7年度に実施したこと

- 令和7年5月から10月にかけて5件の区内農家への取材を実施しました。
- 取材内容をもとに、ほどがや産野菜を使用したおすすめ料理のレシピを保土ヶ谷区食生活等改善推進員(ヘルスマイト)に作成いただいた他、農家の紹介をインスタグラムで実施しました。



仏向町 小久江さん



川島町 青柳さん



仏向町 山本さん



西谷町 白井さん

○ 令和8年度に実施すること

- 令和9年度の記念レシピ集発行に向けて、デザインを確定します。
- ※ 記念レシピ集には、令和4年度から令和6年度に実施した地産地消料理コンテストのレシピや上記おすすめ料理のレシピ等を掲載します。



峰沢町 藤巻さん

2 「魅力」 関連

(3) 区公式マスコットキャラクター

区公式マスコット「ほどぴー」については、令和7年度5月に名称を決定し、10月の区民まつりで着ぐるみのお披露目を行いました。令和8年度以降は、商標登録に基づき申請により販売用商品への利用が可能となるほか、イベント出演やSNS等での発信を通じて引き続き周知を図っていきます。



花フェスタでの名前発表



区民まつり



他区マスコットとのSNS連携発信

3 「つながり」関連

(1) 記念マンホール事業

区制100周年の機運を高めるため、100周年記念マンホールを制作します。令和7年度はロゴマークを基にデザインを決定しました。令和8年度以降、実際にマンホールを製作し、区内7か所(※)に順次設置します(8年度は2か所を予定)。

(※)区役所、保土ヶ谷駅、天王町駅、星川駅、和田町駅、上星川駅、西谷駅



マンホールデザイン



設置イメージ

7

3 「つながり」関連

(2) 地区対抗 綱引き大会

ほどがや区民まつりで7地区が参加して、綱引き大会を実施しました。令和9年まで継続し、地域のつながりを深めていきます。



8

3 「つながり」関連

(3) 「区の花」の普及

- ◆ 峯小学校による「区の花広め隊」の区役所前広場での活動や区の花合唱団と瀬戸ヶ谷小学校との交流などを通じて、区の花「わがまち、保土ヶ谷」を普及しました。また、ほどぴーサンバイザーを作成し区民まつり等でこども達に配布しました。
- ◆ 星川駅構内のモニター放映や区の花を放送しました。引き続き、各駅や商店会、区民利用施設にもご協力をいただき、普及啓発を行います。



峯小学校



瀬戸ヶ谷小学校